

令和3年度第2回

都区協議会会議録

日 時：令和4年2月1日（火）午前11時00分

場 所：東京都庁第一本庁舎 7階 大会議室
オンライン（Web会議）

○小笠原事務局長（行政部長）

それでは、令和3年度第2回都区協議会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえまして、オンラインでの開催とさせていただいております。よろしく願いいたします。

本日の出席者でございますが、配布をしております委員の名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

恐れ入りますが、出席者の皆様には、御発言の際にはマイクのミュートを解除してからお話いただくようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、協議会会長である小池知事から御挨拶を申し上げます。

○小池会長（知事）

皆さん、おはようございます。小池でございます。山崎会長をはじめ、区長会の皆様方には、御多用の中、お集まりいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。オンライン会議というのがこれほど盛んに、当たり前に行われるようになったのは、まさにコロナ以来でございます。そのコロナについては、本当に連日連夜、皆様最前線で御奮闘いただいております。誠に敬意を表したいと思います。

今日は区長会ということで、都区財政調整についてが主なテーマになりますけれども、これまでも都と区の間で精力的に議論を行って、今日の都区協議会を迎えるということでございます。

オミクロン株の方なんですけれども、本当に急拡大をしているところでございます。都内全域を対象として、2月13日までということで、まん延防止等重点措置を実施をしているところでございます。

都の考え方は、皆さんと同じだと思いますが、まず「感染を止める、そして社会は止めない」というこの2つの課題、これをですね、考え方としてしっかり持った。そしてその上で、都民の皆さんや事業者の方々、行政、この三位一体となって危機感を共有し、さらに実効性のある重点措置を講じていくことが、何よりも必要であり、何としてでも感染拡大を抑え込んでいくという、そのことが必要でございます。

区長の皆様方には、東京都と連携をして、都民・区民に寄り添いながら、日々尽力されていると存じます。引き続き特別区長会の皆様方とこの見えない敵、それも途中からいろんな敵に変わったりしている、そういう中で、まずこのコロナ対策は、全てにかかってまいりますので、まずは全力を挙げまして、社会活動の基盤を守り抜きながら、コロナを抑え込んでいくと。この難しい課題ではございますけれども、皆様方の意識共有、そして一層のお力添えをいただいて、進んでいきたいと考えております。

まずは、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○小笠原事務局長（行政部長）

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事の進行役は、総務局長の村松委員にお願いしたいと存じます

○村松委員（総務局長）

進行役を務めさせていただきます村松でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日の議題は、次第のとおりでございます、協議案5件となっております。まず、第1号協議案から第4号協議案につきまして事務局長から説明をいたします。

○小笠原事務局長（行政部長）

はじめに、第1号協議案、「令和4年度都区財政調整について」でございます。資料の2ページを御覧ください。1の「交付金の総額」の欄でございます。まず「調整税等」につきましては、(1)の欄でございますように1兆9,797億円、対前年度11.6%の増を見込んでおります。この調整税等に特別区の配分割合55.1%を乗じた額に、令和2年度の精算額を加えたものが交付金の総額となります。その額は1兆1,093億円でございます。内訳につきましては、普通交付金が交付金総額の95%で1兆539億円、特別交付金が5%で555億円でございます。基準財政収入額と基準財政需要額は、その下に記載してあるとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。ただいま説明いたしました特別区財政調整交付金の算定根拠となる、令和4年度 都区財政調整方針の案でございます。

次に、5ページを御覧ください。第2号協議案、「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について」でございます。これは、令和4年度都区財政調整に係る事項を条例に規定するものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。新旧対照表でございます。先ほど説明いたしました第1号協議案の調整方針に基づきまして、基準財政需要額の単位費用の改定等を行うものでございます。

次に、21ページを御覧ください。第3号協議案、「令和3年度都区財政調整 再調整について」です。これは、昨年8月の当初算定の残額に、都税収入の動向を反映させまして、交付金の最終額を再調整したもので、その額は1,435億円でございます。2の「再調整の内容」でございますが、普通交付金につきまして再算定を実施いたしまして、1,421億円を追加交付することといたしまして、特別交付金に14億円を加算するものでございます。「再調整後の交付金の総額」は、資料の下の、3に記載しておりますが、1兆916億円となります。

続きまして、22ページを御覧ください。ただいま説明いたしました再調整の根拠となる「令和3年度都区財政調整 再調整方針（案）」でございます。

最後になりますが、23ページを御覧ください。第4号協議案、「令和3年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について」でございます。こ

れは、先ほど説明いたしました、第3号協議案の再調整方針に基づきまして、基準財政需要額の単位費用の特例を条例に規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の程、お願いいたします。

○村松委員（総務局長）

それでは、ただ今、説明のありました、第1号協議案から第4号協議案につきまして、御意見、御質問等がございましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（山崎委員、挙手）

それでは、特別区長会会長の山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員（江東区長）

ただいま提案のありました協議案について、意見を申し上げます。今年度の都区財政調整協議は、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正による影響が全面的に表出した中、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況下での協議となりました。私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとの対策を講ずるべく、協議に臨ませていただきました。協議の結果、耐震診断支援等事業費や、清掃工場の改築経費など、区側提案の多くが反映できることとなりました。これは、都区双方の努力の成果だと考えております。

しかしながら、一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ございます。特別交付金の割合の引下げや、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われませんでした。これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いいたします。

今なお続く新型コロナウイルス感染症への対応や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積しております。今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えております。都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承することといたします。以上です。

○村松委員（総務局長）

ありがとうございました。その他御意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、それでは知事からよろしくお願いたします。

○小池会長（知事）

ありがとうございます。ただいま、来年度の都区財政調整方針、そして今年度の再調整方針、さらに関連する条例の改正につきまして、特別区側の下承を頂戴しまして、都と区で合意することができたところでもあります。本日取りまとめることができましたのも、都区の信頼関係のもとで、双方真摯に議論を重ねた結果でございます。山崎会長はじめ、区長会の皆様方には改めて感謝を申し上げます。どうぞ今後とも、よろしくお願い申し上げます。私の方から以上でございます。ありがとうございます。

○村松委員（総務局長）

それでは、第1号協議案から第4号協議案につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。続きまして、第5号協議案につきまして、事務局長から御説明いたします。

○小笠原事務局長（行政部長）

第5号協議案の「令和4年度都区協議会予算案について」、御説明をいたします。資料の28ページを御覧ください。第5号協議案、「令和4年度都区協議会予算（案）」でございます。次のページを御覧ください。令和4年度都区協議会の歳入歳出予算の総額は、記載のとおりでございます。30ページ以降に歳入及び歳出の内訳を記載のとおり、まとめてございます。説明は以上でございます。

○村松委員（総務局長）

ただ今、説明のありました、第5号協議案につきまして、御意見、御質問がございましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。いらっしゃいますでしょうか。

（なし）

特段ないようでございますので、第5号協議案につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

これで、本日予定の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

○小笠原事務局長（行政部長）

それでは、以上で令和3年度第2回都区協議会は終了となります。